

龍農第17号
令和8年1月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍ヶ崎市長 萩原 勇

市町村名 (市町村コード)	龍ヶ崎市 (08208)
地域名 (地域内農業集落名)	牛久沼周辺地区 (庄兵衛新田、佐貫)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方 【変更なし】

(1) 地域農業の現状及び課題

牛久沼周辺地区は、地域に担い手がおらず、既に農地が接するつくば市の担い手を中心に、地域外の担い手による農地利用がなされ、荒廃農地のない地域である。

この地域は集落がなく、将来的に地域内で担い手を確保することが困難であることから、引き続き、地域外の担い手へ農地の集積・集約を進めつつ、新たな担い手の確保・育成を図っていく必要性がある。

また、農地は干拓地等農地整備事業による区画整理やパイプライン化が既になされており、現在の農業生産基盤の維持に努めつつ、担い手による活用を進めていく必要性がある。

【牛久沼周辺地区の基礎データ】

農業経営体:0経営体 [農林業センサス2020]

農業従事者:0人 [農林業センサス2020]

農業従事者の年齢構成:75歳以上は0人、65歳以上75歳未満は0人、65歳未満は0人 [農林業センサス2020]

基幹作物:水稻

農地面積:105ha (田102ha、畑3ha) [農地台帳]

荒廃農地:0ha (田0ha、畑0ha) [荒廃農地の発生・解消状況に関する調査]

【協議の場における意見等】

- ・西谷田川、東谷田川沿いの農地は、近隣市町村(つくば市、つくばみらい市)の方が耕作しており、高齢者が多い。
- ・茎崎、上岩崎(つくば市)を中心に、農地の集積を進める水稻の担い手がいる。
- ・板橋不動尊(つくばみらい市)の南西に農地が広がっており、つくばみらい市の担い手はその地域が中心と思われる。西谷田川沿いはゴルフ場等を挟んで孤立しており、わざわざ耕作するつくばみらい市の担い手がいないと推察される。
- ・牛久沼の水位が高いと、農地の排水性が悪く、乾きにくくなる。水位を下げてほしい。
- ・庄兵衛新田(牛久市寄り)の農地は、耕作者が不明である。つくば市の富士見台から牛久市の新地町へ抜ける道がなく、迂回する必要があるのでつくば市の担い手が活用するには、効率が悪い。
- ・牛久沼周辺は、釣り人が多く、特にゴールデンウィーク等の釣り人が増える時期が農繁期と重なる。釣り人が農道内に駐車するため、回送車を切り返せない等の営農活動の支障になっており、作業を諦めざるを得ないときもある。
- ・牛久沼水辺公園近隣の農地は、農地に繋がる道の幅が特に狭く、すれ違うのは困難で活用する阻害要因。
- ・地域の農地が分散しており、農業用機械を搬入するのに回送車を利用するが、停車する場所も限られる。
- ・地域全体として、農地に段差があるので、担い手による集約化を進めて団地化を図るのみになってしまい、大区画化を図るのは困難である。一方で、パイプラインが整備されており、水の管理はしやすい。
- ・牛久沼に生息する白鳥による食害がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基幹作物は、水稻(慣行栽培)。
- ・担い手への農地集積、集約を進め、団地化を図り、農業経営の改善に努める。
- ・新たな担い手の確保、育成を図りながら、荒廃農地の発生防止に努める。
- ・担い手の意向を地域に共有する機会を設けるように努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域 【変更なし】

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	105 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 【変更なし】

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、担い手に対する農地集積を進める。また、担い手の意向を地域で共有し、担い手の農地交換による農地集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地について、農地中間管理機構への貸し付けを進め、担い手の経営意向を勘案しながら、段階的に農地集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

活用の方針はなし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域計画に位置付ける「地域内の農業を担う者」の育成を基本としつつ、新たな担い手の確保を図り、農地のあっせんに努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

活用の方針はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣の目撃・被害状況を共有し、被害拡大の防止に努める。
- ② 減農薬・減肥料の取組に努める。
- ③ ドローン、農地管理システム等のスマート農業を推進し、省力化、収量の向上を図っていく。
- ④ 輸出の取組への参画に努める。
- ⑩ 特定外来生物(ナガエツルノゲイトウ等)の目撃・被害状況を共有し、被害拡大の防止に努める。